

会 議 録		令和 3 年 7 月 5 日作成	令和 7 年 3 月末日廃棄
会議名	京都府南警察署協議会（令和 3 年度第 1 回）		
開催日	令和 3 年 6 月 25 日（金曜日）		
時 間	午後 1 時 30 分から午後 3 時までの間（90 分）		
場 所	京都府南警察署 道場		
	<p>小西会長、 モーラン委員、 影井委員、 高宮委員、 高橋委員、 塩崎委員、 高岡委員 （欠席 廣部副会長、 中嶋委員、 寒川委員、 清水委員） 計 7 人</p> <hr/> <p>署長、 副署長、 会計課長、 警務課長、 生活安全課長、 地域課長、 刑事課長 交通課長、 警備課長、 広聴相談係長 計 10 人</p>		
諮 問 事 項	1 南警察署管内における治安概況 2 南区における交通事故の発生状況と取組について		
会 議 内 容	1 署長挨拶 司会 副署長 2 会長挨拶 3 協議 司会 会長 (1) 諮問事項説明 南警察署管内における治安概況～生活安全課長 府内及び管内の令和 3 年 5 月末現在の刑法犯認知状況、 重点抑止犯罪 の取組、 特殊詐欺被害状況について当署作成の資料を配付して説明。 【委員】 自転車盗の割合が全刑法犯の 5 分の 1 との説明があったが、 万引き についてはどうなっているのか。 【警察】 万引きは当署の刑法犯認知件数の総量を押し上げている現状にある。 5 月には検挙に重点を置いた。 【委員】 万引きの割合は、 全刑法犯認知件数の何割にあたるのか。 【警察】 前年の刑法犯認知件数が 786 件で万引きは 141 件発生していること から万引きの割合は約 2 割となる。 【委員】 万引きは、 ドラッグストアやコンビニ等が多いと挙げられており、 その中でもトップに挙げられている大型商業施設が管内には 3 箇所あ る。 その 3 箇所がかなりのウエイトを占めているのか。		

会 議
内 容

【警察】大型商業施設が大半を占めている。令和2年中大型商業施設が104件、コンビニが20件、ドラッグストアが14件、その他の商店が3件である。複合施設では、書店など色々な店が入っており、その中で万引き被害がある。

【委員】お店には何か要請されているのか。

【警察】自主防犯対策として、店長等に万引き防止マニュアルを配布して指導している。発生した場合は看過することなく警察に届け出て事件化を図るよう依頼している。

(2) 諮問事項説明

南区における交通事故の発生状況と取組について～交通課長

府内及び管内の令和3年5月末等の交通事故発生状況、死亡事故の概要、南署管内の交通事故の特徴、当署の取組等について説明。

【委員】これまでに通行車両の問題についてお願いしているところ、上鳥羽麻ノ本19番地1先交差点から上鳥羽奈須野町32番地先交差点までの間の川沿いの道路は、3トン以上の車が入れないよう規制されているが、付近には運送関係の会社が多いため、上鳥羽奈須野町の住宅街に、その川沿いの道を避けた3トン以上の車が入ってくる。よって、その川沿いの道路だけでなく、上鳥羽奈須野町一帯の道路に3トン車が入れないように規制していただきたい。会社のトラックが多く入ってきているように見受けられる。通学路でもあることから危険な状態である。警察として、事業所等に通行抑止などについて申入れをされているのか。

【警察】会社に対する通行抑止については、特定の会社の車が通行しているという事実がある上で、そのような相談があれば、特定の会社に対し、法令違反がない場合であれば、お願いという形で申し入れすることは可能と考える。現場の状況や実態を確認して対応する。

【委員】吉祥院小学校の西側の南北の道、国道171号吉祥院井ノ口町交差点から吉祥院船戸町14番地先交差点付近までの間、現状は、一方通行の規制はないが、道が狭く、通学路でもあるため、一方通行にできないか。

【警察】現場を確認して対応を検討する。

【委員】国道171号の葛野大路九条交差点南詰の北行車線は3車線あり、第1通行帯が直進専用、第2通行帯及び第3通行帯が右折専用となっており、第1通行帯が常に渋滞している。渋滞の列が長い時は、500メートル程あるため、第1通行帯を直進専用、第2通行帯を直進と右折、第3通行帯を右折専用にすれば、第1通行帯の渋滞が解消されるのではないか。

会 議
内 容

【警察】 この件についても現場を確認して対応を検討する。

【委員】 先ほど可搬式オービスの話聞いて、やっと日本も使うようになったと感動した。フランスの国土は日本の2倍だが、フランスでは車に乗せて高速や街中で常に監視されている状態である。先ほど昨年2台であったのが、6台に増えたと同ったが、もっと増やして、悪質ドライバーを検挙していただきたい。

午前8時～午前10時までの間と、午後4時～午後6時までの間、通称久世橋通の上久世交差点から久世北茶屋線牛ヶ瀬勝竜寺線交差点間を通行する車の速度が速く、バイクの騒音がうるさい。東西行どちらもであるが、どちらかと言えば西行の方がひどい。通学路でもあるので速度取締りをしていただきたい。

【警察】 通行する車の速度が速い件については、現場を確認して対応を検討する。バイクの騒音については、通報があればパトカー等で現場急行して対応する。消音器不備違反であれば道路交通法違反として検挙する。逃走した場合は、追跡中に事故が発生するおそれがあることから、事後捜査としている。

なお、委員からの要望等については、次回の署協議会で回答する。

4 事務連絡

令和3年度第2回警察署協議会は、9月に実施予定である。

以 上

第1回京都府南警察署協議会の開催状況

